

個人質問(6月24日) 江上博之議員

新型コロナウイルス感染拡大「第二波」に備え PCR検査・保健衛生体制の拡充を

江上博之議員は24日の市議会本会議で個人質問にたち、新型コロナウイルスの感染拡大「第二波」を見据えた、PCR検査・保健衛生体制の拡充を求めました。

医療・介護・障害福祉関係者を優先して PCR検査の抜本的拡大を

江上議員は、感染拡大第2波に備えて、PCR検査数を今までの基準でなく、18道県知事の「提言」（5月11日「感染拡大を防止しながら一日も早く経済・社会活動を正常化し、日常を取り戻すための緊急提言」）に沿って抜本的に拡大する必要があると力説。市の認識を問いました。

健康福祉局長は「『提言』の『医療・介護・障害福祉の機能確保』は、重要な視点だが検体採取体制などが課題。PCR検査体制の拡充は必要だ」と答えました。

18道県知事の「提言」より

「ごく軽症も含むすべての有症者やすべての接触者への速やかな検査を行うとともに、ハイリスク者の中でクラスターが発生することを防止し重要な社会的機能を守るために、症状の有無に関わらず医療従事者及び入院者、並びに介護従事者及び介護施設利用者等、医療・介護・障害福祉の機能確保に重要な関係者については優先的に検査を行うことを検討すること」

給与所得者・事業者への一層の支援策が必要

いま求められるのは「減免」

現行の市民税減免制度は、総所得200万円以下、給与所得者の年間311万円以下の人を対象。一方国保の減免対象は合計所得1000万円以下で、300万円以下は保険料がゼロです。江上議員は、市民税の支払いに困っている市民の声を紹介し、「コロナ禍で失業や収入源が広がる今、減免が大切。市民税も所得上限額を引き上げ、対象者を増やすべきではないか」と提案。

さらに事業者向けの支援策についても、「国も市も『新しい生活様式』を求めているのだから、それに見合う損失補償は必要。少なくとも「協力金」「応援金」は一回限りにすべきでない」と迫りました。

財政局長は、「市民税には徴収猶予制度があり、低所得者向けの減免措置もある」などと答弁。経済局長

「組織をどうするか検討したい」（市長）

江上議員は、「市内の感染拡大を抑えているのは、16行政区の各保健センターが、（保健所からの組織変更後も）それぞれ感染症対策の組織を維持していることが大きいのでは」と指摘。これに対し河村市長も「体制を変えたが権限はそのまま維持しているので、一応現状においては（感染拡大防止に）成功している。市民に成り代わり（職員に）ありがとう、と言いたい」と応じました。



その上で江上議員は、1996年から人員削減（保健所23%減、衛生研究所+生活衛生センター48%減）が行なわれ、1行政区1保健所から1保健所16支所（保健センター）に機能縮小されたのは重大だと批判。「（職員の奮闘にもかかわらず）市民からは、電話がかかりにくい、なかなか検査を受けさせてくれない、など保健所に対する不満が続出している。保健センターや衛生研究所の人員を増員する必要があるのではないか」と質しました。

河村市長は「この後、組織をどうしたらいいか、検討したい」と答弁しました。

も「『協力金』『応援金』は緊急の一時的措置」と述べるにとどまりました。

江上議員は「コロナ禍で1年後に収入が回復するのは困難。年間所得311万円以上の人にも減免対象を広げるべきだ」と重ねて要望しました。

不要不急の事業見直しで財源確保を

江上議員は、感染拡大防止のための財源として、国の臨時交付金や市の基金の活用とともに、金持ち優遇の市民税「減税」や不要不急の事業の見直しを提起。

これに対し伊東副市長は「国の地方創生臨時交付金が増額されたのに加え、昨年度の決算剰余金も一定程度見込まれる。今後も適時適切に財源確保に取り組みたい」と述べました。